

令和4年10月20日（木）

【照会先】

広島労働局職業安定部職業対策課

課長補佐 加藤一也

事業所給付監査官 足立誠一

事業所給付監査官 葛西英司

(代表電話) 082 (502) 7832

雇用関係助成金の不正受給事案の公表について

今般、下記の事業主について、雇用関係助成金を不正に受給したことが確認されたので、公表します。

記

事業主	名称	株式会社ネオイズム
	代表者及び役員	代表取締役 藤田 貴子
事業所	名称	株式会社ネオイズム
	所在地	広島県広島市中区上八丁堀8番26号
	概要	食品製造・卸販売
不正受給の概要	助成金名	雇用調整助成金
	金額 (返還状況)	1,330,328円 (一部返還済み)
	支給決定等 取消年月日	令和2年12月24日
	内容	休業実績がないにもかかわらず、休業していたとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したものの。

以上